【再生可能エネルギー比率　１００％以上】

入　札　説　明　書

１．競争入札に付する事項

（１）契約件名　　**津久見港湾合同庁舎ほか１箇所電気需給**

（２）内容　　仕様書のとおり

（３）使用期間　　**令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで**

（４）需給場所　　**仕様書のとおり**

（５）電子調達システムの利用

本案件は、証明書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行なう。なお、電子調達システムにより難い場合は、「紙入札方式参加願」を提出するものとする。

２．競争に参加する者に必要な資格

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。
（なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）第七管区海上保安本部から指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者であること。

（４）令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州、沖縄地域又は中国地域の競争参加資格を有する者で「物品の販売」Ａ，Ｂ，Ｃ又はＤ等級に格付けされた者。

（５）電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。（なお、当該ＩＣカードについては、資格審査結果通知書に記載されている者（以下「代表者」という）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者のＩＣカードに限る。）

（６）電子調達システムによる場合で、次の事項に該当する者は、競争に参加することができない。

① 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者

② 代表者、受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者等のＩＣカードを使用して入札に参加した者

③ 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のＩＣカードを使用して入札に参加した者

（７）電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

（８）　予算決算及び会計令第７３条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合、再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況、調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合並びに電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、仕様書別紙５「電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価方法」に示す入札適合条件を満たすこと。また、その条件を満たすことを証明する書類として、様式１「総合評価落札方式における評価項目の取組状況」、別紙６「特定電源割当計画書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

３．契約条項等を示す場所

北九州市門司区西海岸１－３－１０
第七管区海上保安本部　経理補給部　経理課及び第七管区海上保安本部ホームページ
https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/keiyaku/

４．仕様説明・証明書等受領・入札・開札の時期及び場所

（１）仕様説明会　　実施しない。

（２）入札参加に必要な提出書類またはデータの受領期限及び場所

① 電子調達システムにより参加する場合

（提出先）電子調達システム　https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz

（提出書類）

・「資格結果通知書(写)」（令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)）
・「入札参加確認書」
・「小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類（写）」
※電気事業法第２条の２の規定に基づく

・様式１「総合評価落札方式における評価項目の取組状況」
※なお、関係書類として、仕様書別紙５「電機の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価方法」に掲げる入札適合条件を満たすことを示す書類を添付すること。
・仕様書別紙６「特定電源割当計画書」
・本調達案件に対応する自社の電気需給約款

② 紙入札方式により参加する場合（郵送する場合は受領期限までに必着のこと。）

（提出先）

〒８０１－８５０７
福岡県北九州市門司区西海岸１－３－１０
第七管区海上保安本部　経理補給部　経理課　入札審査係

（提出書類）

・「資格結果通知書(写)」（令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)）
・「紙入札方式参加願」
・「小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類（写）」
※電気事業法第２条の２の規定に基づく
・様式１「総合評価落札方式における評価項目の取組状況」
※なお、関係書類として、仕様書別紙５「電機の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価方法」に掲げる入札適合条件を満たすことを示す書類を添付すること。
・仕様書別紙６「特定電源割当計画書」
・本調達案件に対応する自社の電気需給約款

③ その他

入札参加資格が認められない場合は別途通知する。
なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。
※電子調達システムによる添付資料
電子調達システムによる添付資料の形式は、次のいずれかの形式で作成し提出すること。
・一太郎
・Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｗｏｒｄ
・Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｅｘｃｅｌ
・ＰＤＦファイル
・画像ファイル　ＪＰＥＧ形式
・圧縮ファイル　　ＬＺＨ　又はＺＩＰ形式

（３） 入札書受領期間

令和８年１２月１０日～令和８年１２月１６日　１７時００分

ただし、「紙入札方式参加願」を提出した者は、紙入札書を下記１１に提出すること。
なお、郵送により提出する者は、第七管区海上保安本部入札・見積者心得書第４「入札等に関する事項」により作成のうえ、簡易書留郵便等により、上記日時必着で送付すること。

（４） 開札日時場所

令和８年１２月１７日　１１時００分

北九州市門司区西海岸１－３－１０
第七管区海上保安本部　８階入札室

（５） 問い合わせ先等

① 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先について

電子調達システム
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz
問い合わせ先　電子調達システムヘルプデスク
ＴＥＬ　０５７０－０００－６８３（ナビダイヤル）
０３－４３３２－７８０３（ＩＰ電話等をご利用の場合）

② 契約条項を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先

〒８０１－８５０７
福岡県北九州市門司区西海岸１－３－１０
第七管区海上保安本部　経理補給部　経理課　入札審査係
電話（０９３）３２１－２９３１　内線２２２４

③ 仕様書の内容等に関する問い合わせ先
〒８０１－８５０７
福岡県北九州市門司区西海岸１－３－１０
第七管区海上保安本部　経理補給部　補給課　補給調達官付
電話（０９３）３２１－２９３１　内線２２５７

④ 契約及び入札並びに仕様書の内容等に関する質問書の受付、回答について
契約及び入札、仕様書の内容等に関する質問がある場合は、別添２「津久見港湾合同庁舎ほか１箇所電気需給に関する質問書」を作成し、上記②へ送付すること。
質問書受付期限：令和８年１２月１日１７時００分まで
上記②の担当係は、質問書受付期限から入札書提出期間開始日までに質問書に回答を記載し、メール送付等により回答する。

５．入札保証金及び契約保証金　　免　除

６．入札の無効
本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札及び第七管区海上保安本部入札・見積者心得書、その他に関する条件に違反した入札は無効とする。

７．入札の方法
（１）　本件は、証明書、入札及び契約を電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難い場合は、「紙入札方式参加願」を提出するものとする。
（２）　原則として、入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 99 条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
（３）　本件は、価格と環境配慮点の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式を採用するので、入札書に記載する金額は、入札者が設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠（少数点以下を含むことができる。）とし、当本部が仕様書で示す契約電力及び予定使用電力量により算出した各月毎の対価の総価（各月毎の計算結果に生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。）を記載すること。また、その根拠となる各単価を記載した内訳書を入札書に添付して提出すること。
入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率は１００パーセントとし、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
（４）　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110 分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。また、入札書の金額欄は円未満切り捨てとする。
（５）　入札者は、第七管区海上保安本部入札・見積者心得書及び入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

８．開札
（１）電子調達システムによる場合
①　開札は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
②　開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、天災等により支出負担行為担当官等がやむを得ないと認めた場合には、支出負担行為担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

（２）紙による場合
①　開札は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
②　開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは原則として引続き再度入札を行う。（この間、開札場への入退室はできない。）
なお、入札者又はその代理人が出席しない場合は、再度入札を辞退したものとする。
ただし、天災等により支出負担行為担当官等がやむを得ないと認めた場合には、支出負担行為担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
③　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、支出負担行為担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

９．落札者の決定方法　**総合評価落札方式とする。**

（１）第七管区海上保安本部入札・見積者心得書による。

（２）決定方法

①　有効な入札書を提出した入札者であって、本入札説明書２の競争参加資格及び仕様書の要求用件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、仕様書別紙５「電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価方法」に示す方法により算出した総合評価点が最も高い者を落札者とする。

②　落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。なお、紙入札者にあっては、電子くじ番号を元に電子くじを実施するか、若しくは当該紙入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。それ以外の場合は、別途日時を設定のうえ、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

③　契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から７日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に書面等により通知する。

１０．契約書作成の要否　否

１１．契約及び入札に関する問い合わせ先

第七管区海上保安本部経理補給部　経理課　入札審査係

電話（０９３）３２１－２９３１　内線２２２４

１２．仕様書交付の日時及び場所

令和８年１１月１０日～令和８年１２月１日　１７時００分

仕様書は下記１３の箇所で直接受領するか、

第七管区海上保安本部ホームページ

URL　https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/

内の契約情報に掲載した仕様書をダウンロードすることにより交付に代える。

１３．仕様内容等に関する問い合わせ先

第七管区海上保安本部　経理補給部　補給課

電話（０９３）３２１－２９３１　内線２２５７

１４．支払条件　　１ヶ月毎の支払いとする。

１５．入札書提出にかかる委任

代表者から委任を受けた者が入札を行う場合は、入札参加手続きまでに委任状を提出すること。（ただし、既に期間委任状を提出している場合は、当該年度に限りこれを省略することができる。）なお、期間委任状により代理人を選任している場合、都度委任状にて新たに代理人を選任することは認めない。

１６．入札書・委任状等の書式

次のＵＲＬアドレスから、適宜ダウンロードし作成すること。

なお、ダウンロードできない場合は、事前に、上記１１の担当係に申し出ること。

https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/keiyaku/

１７．違約金に関する特約条項の適用について（談合等不正行為があった場合の違約金等）

（１）談合等不正行為があった場合の違約金等については、契約締結業者（以下「受注者」という。）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、支出負担行為担当官第七管区海上保安本部長（以下「発注者」という。）の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（２）受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

１８．その他

（１）書面により入札箱に投函された入札書については、第七管区海上保安本部入札見積者心得書第６条各号に該当するものを除き、投函された入札書は有効な入札書として取り扱うものとする。従って入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提訴できないものとする。また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置を講じられるので注意すること。

（２）入札が不調となった場合、再度入札に移行するが、再度入札の時間については、不調が判明してから約３０分後に実施する旨、当本部から再入札通知書を送信するので、システム内の通知は必ず確認すること。なお、紙入札と電子入札が混在する場合があるため、開札処理に時間を要し、予定時間を大幅に超える場合があるので、注意すること。また、紙入札業者は、入札会場で待機すること。原則として退室は認めない。

（３）電子入札業者は、証明書等必要書類を電子調達システムにて送信するが、各段階においてその都度、当本部から送信者に対し、通知書及び受付票等を発行するので必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利な取扱いを受ける場合がある。

（４）「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

（５）入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（６）**本調達は、令和９年度予算の成立を条件とする。**

別添１

入札書の記載要領

入札説明書　７．入札の方法　について補足説明を行う。

１　入札書に記載する金額は、別添１－１「入札金額内訳書」により算出された入札金額（消費税抜き）を記載すること。

２　入札書の金額欄は、円未満を切り捨てとすること。

３　入札者が設定する契約電力に対する単価（以下、「基本料金単価」とする。）及び使用電力量に対する単価（以下、「電力量料金単価」とする。）を根拠とし、当本部が仕様書で示す契約電力及び予定使用電力量により算出した各月毎の対価の総価（各月毎の計算結果に生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。）を記載すること。

　なお、基本料金単価及び電力量料金単価は少数点以下を含むことができ、各単価は同一月において単一のものとする。

４　算定にあたっては、力率を 100％とし、力率割引又は割増については、九州管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件に依るものとし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

５　入札書（紙入札方式）の様式は「別紙様式１－２」とする。

６　入札者は、入札書の添付書類として、別添１－１「入札金額内訳書」を提出すること。

入札金額内訳書

番号	電力需要場所	予定合価	摘　　要
1	津久見港湾合同庁舎（低圧電力）	0	消費税込み
2	津久見港湾合同庁舎（従量電灯）	0	消費税込み
3	平戸海上保安署（低圧電力）	0	消費税込み
4	平戸海上保安署（従量電灯）	0	消費税込み
	合　　計	0	消費税込み

	合計金額（消費税込み）	0
入札金額（円未満切捨て）	合計金額（消費税抜き）	0

内訳番号@　　記載例

予定契約電力（kW）	基本料金単価（円／kW）	電力量料金単価（円／kWh）	
7	1234.567	夏季	15.67
		その他季	14.56

金額（円）：税込み

年月	基本料金				電力量料金			合計	電気料金（円） 円未満切捨て
	数量（kW）	力率（%）	単価（円）	小計	数量（kWh）	単価（円）	小計		
	a	b	c	a × b × c = d	e	f	e × f = g	d + g = h	
令和9年4月	7	0.85	1234.567	7,345.674	1,300	14.560	18,928.000	26,273.674	26,273
令和9年5月	7	0.85	1234.567	7,345.674	1,300	14.560	18,928.000	26,273.674	26,273
令和9年6月	7	0.85	1234.567	7,345.674	1,100	14.560	16,016.000	23,361.674	23,361
令和9年7月	7	0.85	1234.567	7,345.674	1,200	15.670	18,804.000	26,149.674	26,149
令和9年8月	7	0.85	1234.567	7,345.674	1,300	15.670	20,371.000	27,716.674	27,716
令和9年9月	7	0.85	1234.567	7,345.674	1,200	15.670	18,804.000	26,149.674	26,149
令和9年10月	7	0.85	1234.567	7,345.674	1,200	14.560	17,472.000	24,817.674	24,817
令和9年11月	7	0.85	1234.567	7,345.674	1,200	14.560	17,472.000	24,817.674	24,817
令和9年12月	7	0.85	1234.567	7,345.674	1,100	14.560	16,016.000	23,361.674	23,361
令和10年1月	7	0.85	1234.567	7,345.674	1,300	14.560	18,928.000	26,273.674	26,273
令和10年2月	7	0.85	1234.567	7,345.674	1,200	14.560	17,472.000	24,817.674	24,817
令和10年3月	7	0.85	1234.567	7,345.674	1,100	14.560	16,016.000	23,361.674	23,361
合　計					14,500				303,367

内訳番号１　　津久見港湾合同庁舎（低圧電力）

予定契約電力（kW）	基本料金単価（円／kW）	電力量料金単価（円／kWh）	
15		夏季	
		その他季	

金額（円）：税込み

年月	基本料金				電力量料金			合計	電気料金（円） 円未満切捨て
	数量（kW）	力率（%）	単価（円）	小計	数量（kWh）	単価（円）	小計		
	a	b	c	a × b × c = d	e	f	e × f = g	d + g = h	
令和9年4月	15		0.000	0.000	600	0	0.000	0.000	0
令和9年5月	15		0.000	0.000	2,000	0	0.000	0.000	0
令和9年6月	15		0.000	0.000	200	0	0.000	0.000	0
令和9年7月	15		0.000	0.000	400	0	0.000	0.000	0
令和9年8月	15		0.000	0.000	1,100	0	0.000	0.000	0
令和9年9月	15		0.000	0.000	1,200	0	0.000	0.000	0
令和9年10月	15		0.000	0.000	800	0	0.000	0.000	0
令和9年11月	15		0.000	0.000	300	0	0.000	0.000	0
令和9年12月	15		0.000	0.000	400	0	0.000	0.000	0
令和10年1月	15		0.000	0.000	1,000	0	0.000	0.000	0
令和10年2月	15		0.000	0.000	100	0	0.000	0.000	0
令和10年3月	15		0.000	0.000	900	0	0.000	0.000	0
合　計					9,000				0

内訳番号２　　津久見港湾合同庁舎（従量電灯）

予定契約電力（kW）	基本料金単価（円／kW）	電力量料金単価（円／kWh）	
35		夏季	
		その他季	

金額（円）：税込み

年月	基本料金				電力量料金			合計	電気料金（円） 円未満切捨て
	数量（kW）	力率（%）	単価（円）	小計	数量（kWh）	単価（円）	小計		
	a	b	c	a × b × c = d	e	f	e × f = g	d + g = h	
令和9年4月	35		0.000	0.000	2,000	0	0.000	0.000	0
令和9年5月	35		0.000	0.000	1,600	0	0.000	0.000	0
令和9年6月	35		0.000	0.000	1,400	0	0.000	0.000	0
令和9年7月	35		0.000	0.000	1,600	0	0.000	0.000	0
令和9年8月	35		0.000	0.000	2,200	0	0.000	0.000	0
令和9年9月	35		0.000	0.000	2,200	0	0.000	0.000	0
令和9年10月	35		0.000	0.000	1,800	0	0.000	0.000	0
令和9年11月	35		0.000	0.000	1,700	0	0.000	0.000	0
令和9年12月	35		0.000	0.000	1,700	0	0.000	0.000	0
令和10年1月	35		0.000	0.000	2,500	0	0.000	0.000	0
令和10年2月	35		0.000	0.000	2,200	0	0.000	0.000	0
令和10年3月	35		0.000	0.000	2,200	0	0.000	0.000	0
合　計					23,100				0

内訳番号３　　平戸海上保安署（低圧電力）

予定契約電力（kW）	基本料金単価（円／kW）	電力量料金単価（円／kWh）	
15		夏季	
		その他季	

金額（円）：税込み

年月	基本料金				電力量料金			合計	電気料金（円） 円未満切捨て
	数量（kW）	力率（%）	単価（円）	小計	数量（kWh）	単価（円）	小計		
	a	b	c	a × b × c = d	e	f	e × f = g	d + g = h	
令和9年4月	15		0.000	0.000	700	0	0.000	0.000	0
令和9年5月	15		0.000	0.000	200	0	0.000	0.000	0
令和9年6月	15		0.000	0.000	300	0	0.000	0.000	0
令和9年7月	15		0.000	0.000	700	0	0.000	0.000	0
令和9年8月	15		0.000	0.000	1,500	0	0.000	0.000	0
令和9年9月	15		0.000	0.000	1,300	0	0.000	0.000	0
令和9年10月	15		0.000	0.000	700	0	0.000	0.000	0
令和9年11月	15		0.000	0.000	300	0	0.000	0.000	0
令和9年12月	15		0.000	0.000	800	0	0.000	0.000	0
令和10年1月	15		0.000	0.000	1,600	0	0.000	0.000	0
令和10年2月	15		0.000	0.000	1,500	0	0.000	0.000	0
令和10年3月	15		0.000	0.000	1,000	0	0.000	0.000	0
合　計					10,600				0

内訳番号４　　平戸海上保安署（従量電灯）

予定契約電力（kW）	基本料金単価（円／kW）	電力量料金単価（円／kWh）	
7		夏季	
		その他季	

金額（円）：税込み

年月	基本料金				電力量料金			合計	電気料金（円） 円未満切捨て
	数量（kW）	力率（%）	単価（円）	小計	数量（kWh）	単価（円）	小計		
	a	b	c	a × b × c = d	e	f	e × f = g	d + g = h	
令和9年4月	7		0.000	0.000	1,300	0	0.000	0.000	0
令和9年5月	7		0.000	0.000	1,300	0	0.000	0.000	0
令和9年6月	7		0.000	0.000	1,100	0	0.000	0.000	0
令和9年7月	7		0.000	0.000	1,200	0	0.000	0.000	0
令和9年8月	7		0.000	0.000	1,300	0	0.000	0.000	0
令和9年9月	7		0.000	0.000	1,200	0	0.000	0.000	0
令和9年10月	7		0.000	0.000	1,200	0	0.000	0.000	0
令和9年11月	7		0.000	0.000	1,200	0	0.000	0.000	0
令和9年12月	7		0.000	0.000	1,100	0	0.000	0.000	0
令和10年1月	7		0.000	0.000	1,300	0	0.000	0.000	0
令和10年2月	7		0.000	0.000	1,200	0	0.000	0.000	0
令和10年3月	7		0.000	0.000	1,100	0	0.000	0.000	0
合　計					14,500				0

別添２

津久見港湾合同庁舎ほか１箇所電気需給に関する質問書

質問書受付期限：令和8年12月1日 17時00分（必着）

提出者記入欄		
1	所在地：	
2	商号又は名称：	
3	代表者役職氏名：	
4	担当者氏名	
5	電話番号：	
6	メールアドレス：	

番号	項目	質問内容	回答（第七管区海上保安本部記入欄）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			